

不祥事の発覚と懲戒処分、その影響

文部科学省の調査によると、わいせつ行為等が発覚した要因の約4割が「教職員への相談」でした。不祥事は発覚するものです。その影響は、本人はもちろんのこと、家族や職場、児童生徒にとっても大きなものになります。



最近、教員の体罰や子供同士の暴力の様子をスマホで撮影して動画サイトに公開する告発動画が話題になっているよ。

それで不祥事が明るみになる例はまだ少ないけど…いずれにしても、不祥事が発覚すれば本人も職場も大変なことになるね。



一番忘れてはいけないのは、被害を受けた人のこと。特に児童生徒が信頼する教職員から被害を受けた場合はケアが必要だよ。

児童生徒が被害者の場合は、その子が責められるような二次被害（次ページ参照）も気をつけなきゃ。



（解説）

不祥事は発覚するものです。教職員やスクールカウンセラーへの相談、電話相談窓口への相談、警察からの連絡など、発覚する要因は様々です。

不祥事が発覚すれば、その後、教育委員会が関係教職員への懲戒処分を検討することになります。懲戒処分は、全体の奉仕者としてふさわしくない非行や違法行為を行った者に対し、その道義的責任を追及するものです。

懲戒処分の影響は、本人だけにはとどまりません。懲戒免職になれば、原則実名公表です。公表されれば、家族や学校、児童生徒・保護者、地域の方々など、多方面に大きな影響を与えます。学校は、児童生徒や保護者に対する説明会・地域の方々への説明・報道への対応など、様々な対応に追われることとなります。

そして、なにより忘れてはいけないのは、信じていた大人から裏切られた子供たちの心への影響です。子供たちの教育に携わる私たちにとって、やはり不祥事は他人事ではないのです。

誇りを胸に

考えてみよう

- 自分の学校の教職員が逮捕された場合、どのような対応が必要になりますか
- 不祥事が報道されると、どのような影響があると考えられますか

◆ 懲戒処分の影響

懲戒処分は、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

具体的な量定の決定に当たっては、非違行為それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げた「懲戒処分の基準」にもとづき、動機や故意・過失など様々な状況を総合的に考慮の上、判断することになります。懲戒処分を受けると、以下のような影響があります。

I 本人への影響	昇給、期末・勤勉手当や退職手当の減額・不支給など、給与面に影響があります。懲戒免職となれば、当然公務員の身分を失い、また教員免許状も効力を失います。
II 家族への影響	懲戒免職の場合は、原則、被処分者の氏名・所属を公表します。報道されれば、転居や転校を余儀なくされることや、離婚や別居に至ることもあり、家族に与える影響は大きなものになります。
III 職場への影響	報道発表されれば、学校としても保護者説明会など対応に迫られます。不祥事の内容によっては、管理職は管理監督責任を問われることもあります。
IV 児童生徒への影響	被害者は、信頼する大人からの行為に深く傷つき、長い間悩まされることもあります（PTSDを発症すること）。また、被害者ではない児童生徒も、不信感や不安を覚えたり、逆に、不適切な行為を肯定的に捉えたりすることもあります。

これらの懲戒処分による影響のほか、加害者本人には、起こした不祥事が犯罪であれば刑事上の責任を負い、また、故意または過失により違法に他人に損害を与えた場合は、損害賠償など民事上の責任を負うこともあります。

コラム

二次被害の言葉 ～こんな言葉が被害者や被害者の周囲の人を傷つける～

教職員の不適切な行為の被害にあった児童生徒やその保護者に対して、「あなたにも悪いところがあった」などと、被害者に責任があるような言葉が周囲の人間から投げかけられることがあります。

このような被害を、生命・身体・財産などに対する直接の被害（一次被害）に起因するものとして「二次被害」と言います。二次被害は一次被害と同等の加害行為です。

スクール・セクハラ被害者を支援しているNPO法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワークには、様々な相談が寄せられます。加害者以外の周囲の人間が発言した、二次被害となる言葉の一部を紹介します。

《保護者が管理職や教員に相談した時》

- ・（加害者である）先生は「やっていない」と言っていますよ。
- ・そんな些細なことに時間を割いている暇はありません。
- ・あの人は学年主任（※注：様々な立場で言われる）で学校にはなくてはならない存在です。
- ・あの先生にはお子さんもいます。そんなことをするはずがないです。
- ・冗談ですよ、あいつはそんなことを生徒によく言ったり、したりするんですよ。
- ・笑わせようと思ってやっているのです、単なる受け狙いですよ。
- ・お子さんが夢でも見たのではないですか。

《同僚（告発者）に向けて》

- ・そんな重箱の隅をつつくようなことをしていたら職場がギスギスするだけ。
- ・細かいことを言ったら教育は何もできなくなる。
- ・あいつは（被害者は）〇〇先生のことが好きだったから、自分から誘ったのではないか。
- ・単にスキンシップのつもりでしょ。
- ・あれは、補助ですよ。そんなこと言われたら補助もできませんよね。